

契約してしまっても

解約・返品できる

「クーリング・オフ」

訪問販売などで契約してしまった場合、一定期間内であれば無条件で解除できる「クーリング・オフ」(頭を冷やす)という制度があります。

契約書面を受け取った日から**8日間以内**に、書面で通知をします(いわゆるマルチ商法・内職商法は20日間)。

はがきは両面をコピーして、**特定記録郵便**にし、送付した証拠を残します(右記の記載例参照)。

クレジット契約があるときは、必ずクレジット会社にも同様にはがきで通知します。

契約解除通知

契約年月日 平成〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇

金額 〇〇〇〇〇円

販売会社名 〇〇〇〇株式会社

・右契約を解除します。

・支払った〇〇〇〇円を早急にお返し下さい。

・商品はすみやかにおひきとりください。

平成〇年〇月〇日

住所 茨城県坂東市〇〇〇〇

氏名 〇〇〇〇

おかしいな、困ったなと思ったら
一人で悩まず相談しましょう。



消費生活センター



坂東市消費生活センター

相談専用 **0297-36-2035**

受付時間 平日午前9時～正午・午後1時～午後4時まで
場所 坂東市役所 2階 消費生活相談室

全国共通・局番なし
「消費者ホットライン」
(お近くの消費生活センターへつながります)

い や や
188